

## 2018年度障害福祉サービス事業者等指導監査報告書

### 1 町田市の指導監査について

#### (1) 指導及び監査の目的

町田市（以下「市」という。）では2017年度から、市内の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、指導及び監査（以下「指導監査」という。）を実施することとしています。

指導監査は、障害福祉サービス事業者等が法令等で定める最低基準及び指定基準等を遵守しているか等を個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導または是正の措置をすることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、市における障がい者（児）福祉の増進に寄与することを目的としています。

#### (2) 指導について

指導の類型には、実地指導と集団指導があります。

##### ア 実地指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行います。改善を要すると認められた事項については、後日、実地指導を行った障害福祉サービス事業者等に通知し、原則として実地指導日から60日以内に改善報告書の提出を求めます。

実地指導の権限は、東京都と区市町村にあります。市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「支援法」という。）第10条第1項及び児童福祉法第57条の3の2第1項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

市は、東京都との申し合わせにより、2017年度は市が所管する社会福祉法人の運営する障害福祉サービスのみを実地指導の対象としていました。

2018年度以降は、市が所管する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス事業者等、市が指定の権限を持つ指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者については原則として3年に1回、その他の障害福祉サービス事業者等については必要に応じて実地指導を実施することとしています。

##### イ 集団指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集め、講習等の方式により行います。

### (3) 監査について

自立支援給付に係る費用等の不正請求、著しく不当なサービスの提供が明らか  
な場合等には、監査を実施します。監査の結果、不正等が判明した障害福祉サ  
ービス事業者等に対しては、支援法第49条、第50条等に基づき、都知事が勧告、  
命令、指定の取消等の処分を行います。

なお、2018年度に監査の対象となった市内の障害福祉サービス事業者等は  
ありません。

## 2 2018年度指導監査実施状況

### (1) 実地指導の実施状況

2018年度の市の障害福祉サービス事業者に対する実地指導の実施状況は下  
表のとおりです。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微  
な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭  
指摘とは、福祉関連法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管  
理運営上支障が大きいと認められるものまたは正当な理由なく改善を怠っている  
ものを除く）をいいます。

対象事業 数※ (①)	実地指導を 行った事業 数(②)	②のうち文書 指摘を行った 事業数(③)	②のうち口 頭指摘を行 った事業数	文書・口頭 指摘事項数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
(1) 市が所管する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス事業者 ((2) の事業者を除く)						
79	26	22	26	304	32.9%	84.6%
(2) 市が指定の権限を持つ指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者						
26	4	4	4	27	15.4%	100%
(3) その他の障害福祉サービス事業者						
247	18	17	18	218	7.3%	94.4%
合計						
352	48	43	48	549	13.6%	89.6%

※2018年4月4日現在の数値。

## (2) 集団指導の実施状況

2018年11月28日に、市内の指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所、指定行動援護事業所を対象とした集団指導を実施しました。実施状況は下表のとおりです。

対象事業所数 (①)	参加事業所数 (②)	出席率 (②/①)	主な内容
67	61	91.0%	・実地指導の概要について ・実地指導で見受けられる事例等について

## (3) 実地指導における主な指摘事項

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
<p>◇ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備等を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 虐待防止責任者を選任（周知）していない。</li> <li>○ 虐待通報連絡先を掲示していない。</li> <li>○ 人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を全職員に対して実施していない。</li> </ul> <p>（虐待防止法第15条、都条例第155号第3条第3項、都条例第139号第3条第4項）</p>	38
<p>&lt;改善の際の注意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 虐待防止責任者を選任し、重要事項説明書等に明記してください。</li> <li>○ 虐待通報連絡先として、事業所及び市の担当部署の連絡先を記載した掲示物を掲示してください。</li> <li>○ 利用者に係る全職員に対して、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施してください。</li> </ul>	
<p>◇ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示していない。</li> </ul> <p>（都条例第155号第35条、厚労令第28号第23条第1項、厚労令第29号第23条第1項 他）</p>	15
<p>&lt;改善の際の注意点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用申込者等の見やすい場所に、重要事項説明書等を掲示してください。</li> </ul>	

◇ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ること。	1 1
○ 業務管理体制の整備に関する必要な事項を届け出していない。 (支援法第 51 条の 2 第 2 項、支援法施行規則第 34 条の 28 第 1 項 他)	
<改善の際の注意点>	1 1
○ 事業所の所在地に応じた届出先に、業務管理体制整備の届出をしてください。	
◇ サービスの提供の記録について、支給決定障害者等から確認を受けていない。	1 1
○ サービスの提供の記録（サービスの提供日、具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録）について、支給決定障害者等から確認を受けていない。 (都条例第 155 号第 199 条（第 58 条第 2 項準用） 他)	
<改善の際の注意点>	1 1
○ サービスの提供の記録について、支給決定障害者等から確認を受けてください。	

#### 根拠法令等

略称	正式名称
支援法	平成 17 年法律第 123 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
支援法施行規則	平成 18 年厚生労働省令第 19 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」
都条例第 155 号	平成 24 年東京都条例第 155 号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
都条例第 139 号	平成 24 年東京都条例第 139 号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
虐待防止法	平成 23 年法律第 79 号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
厚労令第 28 号	平成 24 年厚生労働省令第 28 号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」
厚労令第 29 号	平成 24 年厚生労働省令第 29 号「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」